

[事案 2023-135] 和解契約再締結等請求

・令和5年7月25日 不受理決定

<事案の概要>

平成29年1月に契約した積立保険について、苦情を申し立て和解したが、事実関係の調査に漏れがある状態で和解契約書が作成されたため、あらためてすべての状況を利害関係のない第三者が事実確認を行い、真実を明らかにしてから和解契約書を再度作成すること、また、金融庁など各機関への報告と契約者への謝罪を行うことを求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

申立内容の適格性について審査を行った結果、申立人が提出した和解契約書は、「申立人と相手方は、申立契約に関し、相手方に対するその余の請求を放棄すること、および申立契約に関し、和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないこと」との条項が定められ締結されていること、加えて、裁定審査会は、保険契約者等の保険契約上の具体的な権利が侵害された場合にこれを救済するための裁判外紛争解決機関であり、申立人への謝罪を求める権限を有するものではないことから、申立てを不受理とした。